四 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令 (平成二年大蔵省令第三十六号)

改正案	現
(大量保有報告書等の提出先)	(大量保有報告書等の提出先)
第十九条 大量保有報告書又は変更報告書を提出する場合において、	第十九条 大量保有報告書又は変更報告書を提出する場合において、
その提出者が外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二	その提出者が外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二
十八号)第六条第一項第五号前段に規定する居住者であるときは、	十八号)第六条第一項第五号前段に規定する居住者(第二十三条に
その者の本店又は主たる事務所の所在地(個人の場合にあっては、	おいて「居住者」という。) であるときは、その者の本店又は主た
その住所又は居所。次条において同じ。) を管轄する財務局長 (当	る事務所の所在地 (個人の場合にあっては、その住所又は居所。次
該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡	条及び第二十三条において同じ。) を管轄する財務局長 (当該所在
財務支局長)に、同法第六条第一項第六号に規定する非居住者であ	地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支
るときは、関東財務局長に、それぞれ提出しなければならない。	局長)に、同法第六条第一項第六号に規定する非居住者(第二十三
	条において「非居住者」という。) であるときは、関東財務局長に
	、それぞれ提出しなければならない。
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)
(株式保有状況通知書の交付についての情報通信の技術を利用する	(株式保有状況通知書の交付についての情報通信の技術を利用する
方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用)	方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用)
大蔵省令第五号) 第二十三条の三の規定は、法第二十七条の三十の第二十二条の二 企業内容等の開示に関する内閣府令 (昭和四十八年	大蔵省令第五号)第二十三条の四の規定は、法第二十七条の三十の第二十二条の二(企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年)
る。 九第二項において同条第一項の規定を準用する場合について準用す	九第三項において同条第一項を準用する場合について準用する。